

グアム国際日本人学校補習授業校 校則 (2025年4月1日改正)

第一章 総則

第 1 条 この規則は、グアム国際日本人学校補習授業校（以下、補習校という）について必要な事項を定めたものである。

第 2 条 補習校は、グアム国際日本人学校 学校理事会（以下、理事会という）により運営される。

第 3 条 補習校は、日本国文部科学省の義務教育に準拠した国語教育を施すことを主たる目的とする。

第 4 条 補習校の修業年限は、小学部6年、中学部3年とし、児童生徒の定員は別に定める。

第 5 条 校長の任免は、学校プレジデントが候補者を推薦し、理事会の承認を得る。

教職員の任免は、学校プレジデントが候補者を推薦し、理事会が承認する。

第 6 条 教職員の職務、待遇については別に定める服務規程による。

第二章 入学資格

第 7 条 原則として在グアム日本人子女を対象とし、補習校の授業を受けるにあたり支障のない程度に日本語を解するものとする。

第 8 条 小学部1年の入学年齢は、日本の義務教育に準じ4月2日現在満6歳以上の子女とする。

第三章 入学、編入学、休学、退学

第 9 条 入学および編入学を希望するものは、以下を承諾し、校長が面接の上認定する。

- (1) 入学、編入学を希望するものは、グアムでの長期滞在許可の保有が条件であり、その条件を満たす書類（ビザ、パスポート、その他）のコピー提出を義務付ける。
- (2) グアムの法令に基づき、入学時・編入学時・進級時、及び接種の都度、予防接種記録カードのコピー提出を義務付ける。接種完了期間は編入学後3ヶ月以内とする。
- (3) 児童生徒が休学、退学する場合、保護者は事前に校長まで届け出る。
- (4) 児童生徒が授業を欠席、遅刻、早退する時は、保護者は担任まで届け出る。
- (5) 児童生徒の住所に変更があった場合、保護者は速やかに校長に届け出る。
- (6) 児童生徒及び保護者は校則および教育課程に賛同する。
- (7) 保護者はPTA活動に協力する。
- (8) 学校運営においては、保護者と学校との信頼関係の構築及び維持が不可欠の為、校長が当該信頼関係の構築、維持する見込みがないと判断した場合は、理事会と相談の上、当該保護者の児童生徒の入学は許可されない。

第 10 条 学校は、暴力行為やいじめ及び授業妨害を含む学校運営を阻害する行為に対し、速やかに事実関係の調査を行い、学校の秩序を維持し他の園児・児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために対処する。

1. 校長は、本校に在籍する園児・児童・生徒に対して、教師の指導があつたにもかかわらず暴力行為やいじめ及び授業妨害に類する行為を繰り返した園児・児童・生徒に対して、その内容や程度に応じて別途定める懲戒処分を行うことができる。
2. 学校と保護者との信頼関係が構築・維持が困難であり、なおかつ、学校運営に重大な支障があると校長が判断した場合、理事会と相談の上、その保護者の園児・児童・生徒は退学処分とされることがある。また、保護者がその言動において、教諭等に対し穏当では無い態度を示した場合の対処方法につ

いても、別途定める。

3. 学校、園児・児童・生徒、およびその保護者は、学校運営や教育活動に著しく支障を来す問題を認められた場合には、理事会に報告し適切な対処を求めることができる。

第四章 学級編成

- 第11条 (1) 学級編成は、学齢、学力に応じて校長が決定する。
- (2) 学級編成に伴う学級数等については、校長が決定する。

第五章 授業時間、学年、学期及び休業日

- 第12条 (1) 国語は週4時間とし、希望者は算数・数学をそれぞれ週2時間受講する。
- (2) 授業時間は校長が決定する。

- 第13条 (1) 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (2) 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日～7月31日

第2学期 8月1日～12月31日

第3学期 1月1日～3月31日

- 第14条 休業日は次の通りとする

- (1) 1学期末休業 (2) 2学期末休業 (3) 学年末、学年始め休業
- (4) アメリカ合衆国の定める祝祭日 (5) 台風、トロピカルストームを問わず、開校日の午前7時の時点でコンディション2となった時には、グアム政府の通達に従い、休校とする。危険が伴うと判断される場合は、学校独自の判断で休校とする日時を決定する。休校とする日時はEメールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。
- コンディション4となった後、学校の被害状況等を確認し、学校を再開する日時をメールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。

- 第15条 前条の定めにも拘わらず必要があるときは、理事会の承認を得て、休日に授業を行ったり、臨時に休業する事ができる。但し、緊急のときは校長が決定し、事後に理事会の承認を得る。

第六章 証明

- 第16条 校長は入学・在学・修了等の証明を行う。

第七章 諸経費

- 第17条 1. 入学を希望する児童生徒の保護者は、理事会の定める所により、入学金及び授業料その他の費用を納入しなければならない。
2. 児童生徒の入学後、前項に定める入学金及び授業料その他の費用の納付が保護者より行われず、または一部または全部の滞納がある場合は、当該生徒児童の退学処分を理事会と協議の上、校長が判断することがある。

第八章 安全に対する責任

- 第18条 児童生徒の服装は、授業を受けるのにふさわしいものを着用する。また学習に必要なでないものは本

校に持参しない。

第19条 通学の送迎は、保護者の責任において行う。

補習校の定める登下校の時間外の校内事故については保護者の責任とする。学校管理下の事故等に備えて、学校傷害保険に全員加入するものとし、費用は保護者負担とする。

第九章 表彰

第20条 校長は、皆勤・努力・善行が認められる児童生徒を表彰できる。

第十章 その他

第21条 この校則は、校長が決定し、理事会に報告する。

第22条 この校則に定められていない事項については、必要に応じて理事会で審議し、決定する。

第23条 この校則は1989年4月1日から施行する。

1990年 8月 2日改正

1992年 11月10日 改正

2000年 12月13日 改正

2002年 12月20日 改正

2005年 1月11日 改正

2009年 2月13日 改正

2010年 3月 4日 改正

2020年10月8日改正

2022年10月8日改正

2025年 4月1日改正

第 4 条関連 学級の定員

- 1 小学部（1～3年、5年） 1学級24名
- 2 小学部（4年） 1学級25名
- 3 小学部（6年） 1学級20名
- 5 中学部 1学級12名

但し、特別の事情がある場合変更されることがある。

第 7 条関連 入学資格

入学希望者のクラス分けの基準は下記の通りとし、審査の結果、学年を落としての入学もありうる。

小学1年生 平仮名五十音の読み書き、自分の名前が書ける。

2年生 平仮名五十音の読み書き、1年（下）の教科書音読。 1年生の漢字80字の読み書き。

3年生 2年生までに習った漢字の読み書き、2年（下）の教科書音読。

4年生 3年生までに習った漢字の読み書き、3年（下）の教科書音読。

5年生 4年生までに習った漢字の読み書き、4年（下）の教科書音読。

6年生 5年生までに習った漢字の読み書き、5年（下）の教科書音読。

中学1年生 小学6年生までに習った漢字の読み書き、小学校6年（下）の教科書音読。

2年生 中学1年生までに習った漢字の読み書き、中学校1年の教科書音読。

3年生 中学2年生までに習った漢字の読み書き、中学校2年の教科書音読。

第 8 条関連 入学資格

5歳児に付いては小学校入学前の段階としてプリスクールを設定する。

第 9 条関連 休学・退学

以下の場合には休学届を提出することにより補習校の授業料は免除される。

1. 日本人学校への体験入学
2. 児童・生徒本人または保護者の病気等により長期間の休学が必要な場合（医師の診断書の提出が必要）

第 10 条関連1項の懲戒処分の具体的対処

1回目：文書による訓告処分

2回目：1週間から2週間の停学処分

3回目：2週間から3週間の停学処分

4回目：学校理事会において処分を決定する

※1から4は必ずしも段階を経ないで実施される場合がある

※これらの処分を行う場合には、当該園児・児童・生徒への配慮を十分に行う。

第 10 条関連2項の当該保護者への具体的対処

教職員が当該保護者に対し信頼関係を構築しようと努力しているにもかかわらず、その言動において教諭等に対し穏当では無い態度を示し続けた場合には、校長は次のように対処する。

1. 速やかに事実関係の調査を行い、当該保護者の言動が不適切と判断した場合には、当該保護者への改善申入（不適切な言動が続けば、当該保護者の園児・児童・生徒は退学処分となる旨を通知）を行う。
2. 改善申入にもかかわらず当該保護者に改善が見られない場合には、校長は理事会と相談の上、その保護者の園児・児童・生徒を退学処分とすることができる。

第11条関連 学級編成

学齢を問わず日本語会話を解さない6歳から15歳の児童生徒については、日本語会話クラスへの編入を推奨する。

第13条関連 授業日

1学期 11週～13週（11週）

2学期 18週～20週（20週）

3学期 11週～12週（12週） 年間41週～45週

第14条関連 （削除）

第17条関連 入学金・登録料・授業料等 の諸経費
別紙参照